

広報かるまい お知らせ版 その1

毎月第2・第4水曜日発行
全世界帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

7月21日(日)は、参議院議員通常選挙の投票日です



〈投票時間：午前7時から午後6時まで〉

◎入場券を持参ください！

「投票所入場券」を持参して投票してください。入場券が届かなかったり、紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。事前に選挙管理委員会に連絡するか、当日、投票所の受付で申し出てください。

投票会場については、入場券に記載されていますのでご確認ください。(今回の投票から、「大清水公民館」ではなく「大清水地区活性化センター」に変更となっておりますので間違わないようお気をつけください)

◎投票日に投票所へ行けない方は期日前投票をしましょう！

仕事や冠婚葬祭などで投票に行けない方は、期日前投票をご利用ください。

- 場所：町農村環境改善センター（役場隣）
- 期間：7月5日（金）から20日（土）まで毎日
- 時間：午前8時30分から午後8時まで
- 手続き：「宣誓書」に署名します。あとは通常の投票所での投票と同じです。印鑑は必要ありません。

【問い合わせ先】軽米町選挙管理委員会
(☎46-2111内線351または352)

◎入院中の方も施設内で投票できる場合があります

入院している病院などが、不在者投票のできる施設に指定されていれば、その施設内で投票ができます。お早めに事務の方をお願いして、投票用紙を請求してもらいましょう。

◎不在者投票もご利用ください

出張や旅行などで期日前投票にも行けない方は、滞在先の市区町村選挙管理委員会で投票が出来ます。(あらかじめ手続きが必要ですので、詳しくはお問い合わせください)

◎成年被後見人の方も投票できるようになりました

選挙制度の変更により、成年被後見人の方も投票することができるようになりました。

新たに申請等は不要です。投票日の当日に定められた投票所において投票することができます。

あわせて、代理投票における補助者の見直しが行われるとともに、病院等の不在者投票において外部立会人を立ち会わせるなど選挙の公正な実施の確保に努めなければならないこととされました。

平成25年度 成人式のお知らせ

平成25年度町成人式を8月15日（木）に行います。該当する方（平成5年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた方で軽米町在住者及び軽米町出身者で現在町外に在住している方）です。往復はがきで出席のご案内をしておりますが、案内が届かない場合には下記までご連絡ください。

期 日 平成25年8月15日（木）
日 程 9：00～9：50 受付
10：00～11：00 式典
11：00～11：30 アトラクション
(アトラクション終了後、記念撮影)
会 場 軽米町農村環境改善センター（軽米町役場隣）

【問い合わせ先】教育委員会
生涯学習グループ（☎46-4744）

くらし、仕事、お金、こころなどの何でも相談 「これからのくらし仕事支援室」を開設します

県では、盛岡市菜園に「これからのくらし仕事支援室」を開設しています。くらし、仕事、お金、こころ、生きることに関する苦しみ、悲しみを抱えている方ならどなたからでも相談を受け付けます。相談者の気持ちに寄り添ってよき友として、支援に当たります。相談無料、秘密厳守です。相談は、電話または面談で受付します。

開所時間 月曜日から金曜日まで 10時から17時まで
(新規相談受付は、10時から16時まで)
場 所 盛岡市菜園1-12-18 盛岡菜園センタービル5階
連絡先 ☎ 019-626-1215
FAX 019-625-1545

協働参画町づくり推進審議会委員を募集します

現在、軽米町では、新軽米町総合発展計画の将来像である「豊かな自然の恵みと彩り、歴史と食文化の薫るにぎわいのまち」の創造に向け、町民の皆さんとの協働を基本としながら、いきいきと輝き、快適で安心して暮らすことのできる町づくりを進めています。

協働参画町づくり推進審議会委員として、わが町“軽米”のまちづくりに参加してみませんか。詳しくは、下記をご覧くださいのうえご応募ください。

目的 豊かで住みよい活力ある地域づくりを支援する「協働参画地域づくりチャレンジ事業支援金」を交付するために、申請のあった事業内容を審議していただくとともに、協働参画のまちづくりの推進を図ることを目的に、協働参画町づくり推進審議会委員を募集します。

募集人員 若干名

募集締切 平成25年7月31日（水）

任期 委嘱の日から2年間

活動内容 年1回程度審議会を開催するとともに、随時ご提言やご意見を伺います。

謝礼 謝礼金をお支払いします。

応募方法 申込書に必要事項を記入し応募してください。

（申込書は総務課企画グループへご請求ください。）

資格 協働参画のまちづくりの推進などに関心を持ち、審議会委員としての熱意をお持ちの方ただし、下記に該当する方は応募できません。

（1）平成25年4月1日現在で満18歳未満の方

（2）軽米町に住所を有しない方

（3）議会議員、教育委員、農業委員、選挙管理委員、監査委員及び常勤の町職員

【申し込み・問い合わせ先】総務課・企画グループ（☎46-2111）

振り込め詐欺などに注意！

今年に入り、二戸警察署管内において、利殖勧誘詐欺や振り込め詐欺などの特殊な詐欺についての相談が増加しています。なかには、実際に被害に遭われた方や、もう少しで被害に遭いそうになったケースも見受けられます。

家族がトラブルに巻き込まれたという話による示談金名目の振り込め詐欺の他にも、「必ず儲かる！」という甘い言葉で勧誘し、レターパックや宅配便を利用しお金を送金させるなど、詐欺の手口は年々巧妙化しています。

不審な電話があったときは、自分一人で判断したりせず、家族の方に相談したり、二戸警察署やお近くの駐在所に相談しましょう。

【相談・問い合わせ先】

二戸警察署（☎29-0110）

軽米駐在所（☎46-2004）

小軽米駐在所（☎45-2110）

晴山駐在所（☎47-2110）

医療費助成の更新のお知らせ

〈乳幼児・児童生徒・重度心身障害者・ひとり親家庭医療費受給者証の更新について〉

現在、医療費助成を受けている方が使用している乳幼児・児童生徒・重度心身障害者・ひとり親家庭の各医療費受給者証の有効期限は7月31日までとなっています。

8月1日以降も、引き続き医療費の助成を受けるためには更新手続きが必要となります。

更新手続きの受付は、下記の日程で行いますので、忘れずに手続きをするようお願いします。

受付日・受付時間	受付会場
平成25年7月23日（火） 午前9時～午前11時30分	小軽米出張所
平成25年7月23日（火） 午後1時～午後5時	役場隣・農村環境改善センター
平成25年7月24日（水） 午前9時～午前11時30分	晴山出張所
平成25年7月24日（水） 午後1時～午後5時	役場隣・農村環境改善センター
平成25年7月25日（木） 午前9時～午後5時	役場隣・農村環境改善センター
平成25年7月26日（金） 午前9時～午後7時	役場隣・農村環境改善センター

★更新手続きに必要なものです。受付の際に提示してください。

- 1 印鑑・健康保険証・医療費受給者証（ピンク色の受給証）
- 2 医療費受給者証更新申請書（通知書に同封しています）
- 3 重度心身障害者の方は、それぞれ次のうち該当するものを持参してください。
 - ①身体障害者手帳（1級又は2級）
 - ②障害基礎年金証書（1級）※手元がない場合は振込通知書
 - ③特別児童扶養手当証書（1級）
 - ④療育手帳（A）
- 4 所得証明書等を提出するよう通知のあった方は、**平成25年度所得・課税・扶養証明書（24年中の所得状況）**を持参してください

◎更新手続きをしないと、8月1日以降は医療費の給付が受けられなくなります。

◎受給期間内における過去の未請求の医療費がありましたら、町民生活課までご請求ください。

【問い合わせ先】町民生活課

医療費給付係（☎46-4734）内線111

広報かるまい お知らせ版 その2

毎月第2・第4水曜日発行
全世帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

平成25年度 国民健康保険税のお知らせ

○国民健康保険税の納付対象者

国民健康保険税は、毎年4月1日現在で国民健康保険に加入している方の世帯に賦課されます。課税対象人数は、4月1日現在で国保加入されている方です。

世帯の国民健康保険加入者一人ひとりについて算出した税額の合計がその世帯の年税額となり、納税義務者となる世帯主あてに通知します。

世帯主が、社会保険などに加入している場合でも、世帯の中に国民健康保険の加入者がいる場合には、世帯主が納税義務者となります。(課税額は国保加入者分)

☆途中加入などの場合には早めの手続きを

世帯の中で異動(転入、転出、出産、死亡、社保加入など)があった場合には、月割で計算し直しますので、お早めに役場町民生活課窓口で手続きを行ってください。

○軽減について

世帯全体の総所得が、次の表の基準に該当する場合には、国民健康保険税のうち均等割と平等割の一部が軽減されます。

前年中の世帯の総所得金額	軽減割合
33万円以下	7割
33万円 + 【24万5千円 × 被保険者及び特定世帯所属者数(いずれも世帯主を除く)以下】	5割
33万円 + (35万 × 被保険者及び特定世帯所属者数)以下	2割

※軽減に該当する世帯については、当初課税時に軽減されていますので、申請する必要はありません。

○納期限

期別	納期限日	期別	納期限日
第1期	平成25年 7月31日(水)	第5期	12月2日(月)
第2期	9月2日(月)	第6期	12月25日(水)
第3期	9月30日(月)	第7期	平成26年 1月31日(金)
第4期	10月31日(木)	第8期	2月28日(金)

特別徴収対象者の納付時期

対象者は、65歳～74歳だけの世帯の世帯主であり、年額18万以上の年金受給者。偶数月の年6回の特別徴収(年金からの引き落としによる納付)となります。4・6・8月分については、年間の国民健康保険税が確定していないため、仮徴収という形で特別徴収します。

※年金特別徴収の対象となる方でも、口座振替で納めていただくことができます(手続きが必要です)

【問い合わせ先】
税務会計課税務グループ (☎46-4737)

○税額と税率

内 訳	医療分	支援分	介護分
①所得割額 (前年の総所得 - 基礎控除額33万円)	5.6%	1.7%	1.2%
②資産割額 (固定資産税額)	18.0%	9.0%	7.0%
③均等割額(1人あたり)	17,000円	6,000円	5,500円
④平等割額(1世帯あたり) ※特定世帯は半額、特定継続世帯は4分の3の額(介護を除く)	23,000円	6,500円	6,500円
小計 (①～④の合計)	医療分計⑤	支援分計⑥	介護分計⑦
限度額	51万円	14万円	12万円
合計⑧ (年間の保険税額)	⑤+⑥+⑦		

【年間の保険税額(合計額⑧) ÷ 8回(納付回数) = 1回分の納付額】となります。ただし、年金特別徴収の場合は【年間の保険税額(合計額⑧) ÷ 6回(納付回数) = 1回分の納付額】となります。

※1,000円未満の端数処理のため第1期が多くなる場合があります。

※年度内に後期高齢者医療に移行する方は、誕生月の前月までの期間で計算されています。

○後期高齢者医療制度に伴う国保税軽減制度

※特定世帯…75歳に到達する方が国民健康保険から後期高齢者医療に移行することにより国保加入者が1人となる世帯は、平等割が移行した月から5年間半額になります。(介護を除く)

※特定継続世帯…特定世帯の期間が5年を経過した世帯については、その後3年間平等割が4分の3の額となります。(介護を除く)

★世帯主の変更、加入者が2人以上となった場合などは特定世帯ではなくなります。

○納付場所

- 新岩手農協本所・各支所 ●岩手銀行本店・各支店
- みちのく銀行本店・各支店 ●郵便局(口座振替のみ)
- 役場税務会計課
- ★口座振替

国民健康保険税の納付に際し、手続きが簡単な口座振替をご利用ください。(納付できる金融機関窓口又は役場税務会計課で手続きできます)

○正しい申告をしましょう

国民健康保険税の所得割額は、前年中の所得を基に決められますので正しい申告をしましょう。

申告をしないと、保険税の軽減が受けられないなど、加入者の不利益となることがあります。ただし、収入が公的年金だけの方は申告の必要はありません。

夜の健康教室を開催します

特定健診等の検査結果についてわかりやすくお話しします。
 講師 県立軽米病院院長横島孝雄氏
 日時 8月2日(金)午後7時00分～午後8時30分
 場所 町農村環境改善センター

【問い合わせ先】健康福祉課
 (健康ふれあいセンター内 ☎46-4111)

7月15日は「農地の日」

農地、農業が果たしている役割や機能へのご理解をお願いします

県の農業委員会系統組織(県農業会議、市町村農業委員会)は農地法が制定された7月15日を「農地の日」と制定しました。

農地は、農業における重要な生産基盤です。食料の安定供給を図るためには、優良な農地の確保と効率的な利用が求められます。そのため、農地法では次のような仕組みを定めています。

◎農地は所有者や耕作者の方が適正に管理をお願いします
 遊休農地は病虫害の発生、不法投棄の場所とされるなど、近隣の農地や住民に被害を及ぼす原因となります。

農業委員会は、関係機関と協力し、毎年、町内の農地パトロール(利用状況調査)を行います。遊休農地の発生防止及びその解消などを目的としています。調査のため、農業委員や調査員が農地内に立ち入ることがありますが、ご了承をお願いいたします。

◎農地を農地以外に利用(転用)するときには、農地法による許可が必要です

農地に家を建てたり、資材置場などに利用する場合は、工事を始める前に許可を受けなければなりません。農地ではないと思っている土地でも、手続きが必要な場合がありますので、必ず確認してください。

農地の転用を計画される場合は、事前に各地区の農業委員または農業委員会事務局に相談してください。

◎農地を売買や贈与により取得する場合は許可が必要です
 農地を取得するには、取得後の農地経営面積が30a以上必要です。また、相続によって農地を取得した場合は農業委員会へ「届出」が必要となります。

◎農地の転用や、売買についての審議は毎月、農業委員会総会で行われます

申請は審議する月の10日までをお願いします。(農地の相続の受け付けは随時行っています)

★詳しくは、各地区の農業委員または農業委員会事務局(☎46-4739)にご相談ください。

動物ふれあい写真展の写真募集

動物愛護フェスティバル実行委員会では、動物ふれあい写真展に展示する写真を募集しています。募集締切は8月26日まで、規格は四つ切サイズで額に入れたものです。

【問い合わせ先】わんこの会(☎23-8257)

原発事故による農林水産物及び加工・流通業の風評被害の損害賠償説明会について

原発放射線により岩手県内の農林水産業者、食品加工業者・流通業者の方々が受けた風評被害について、東京電力による損害賠償の受付が、平成25年3月27日から始まりしました。農林水産業者、食品加工業者、流通業者の方々の風評被害に対する損害賠償請求が円滑に進められるよう、下記のとおり説明会・個別相談会が開催されます。

開催日時 平成25年8月21日(水)
 10:00～12:00 加工・流通業
 13:30～15:30 農林業(産直含む)

場所 二戸合同庁舎1階大会議室

内容

- ①県からの説明(東京電力への賠償請求に当たって留意すべき事項等)
- ②説明会 東京電力による損害賠償の考え方、賠償手続き等の説明、質疑応答
- ③個別相談

参加申込

説明会・個別相談会への参加を希望される場合は、岩手県商工企画室あてにFAX(TEL019-626-4779)又はメール(AE0001@pref.iwate.jp)で事業所名、氏名、連絡先、参加会場、個別相談の希望の有無について、開催日の2日前までにご連絡ください。

個別相談

1事業者当たり30分程度を目安に行う予定。あらかじめ申し込みすると、当日受付の際に、個別相談の順番をお知らせします。

【問い合わせ先】

- 農林水産業、産直関係
 県農林水産企画室(☎019-629-5621)
- 加工・流通業関係
 県商工企画室(☎019-629-5529)
- 損害賠償請求書等について
 福島原子力補償相談室(コールセンター)
 (☎0120-926-404)
 受付時間：午前9時～午後9時

高齢受給者証が更新されます

70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者の方に交付している『国民健康保険高齢受給者証』の期限は7月31日です。

8月1日からの新しい受給者証は、7月31日までに郵送しますのでご確認ください。

毎年、前年中の所得によって負担割合(1割または3割)の判定が行われますので、24年中で所得に変動があった方は、負担割合が変わる可能性があります。

8月1日以降は、医療機関の受付で新しい『国民健康保険高齢受給者証』と国民健康保険被保険者証を提示して下さい。

期限の切れた受給者証は、細かく切るなどして破棄するか、役場町民生活課窓口までお届け下さい。

『国民健康保険高齢受給者証』を交付されている方のうち住民税非課税世帯に属する方で国税の未納がない方は医療機関窓口での一部負担金が軽減されます。

該当者には『国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証』が交付されますので、『保険証』、『国民健康保険高齢受給者証』と認印を持って町民生活課へ申請してください。

【問い合わせ先】町民生活課
 町民生活グループ(☎46-4734)

広報かるまい お知らせ版 その3

毎月第2・第4水曜日発行
全世界帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

「古着回収事業」説明会のお知らせ

町では、本年8月中旬から、町内に10か所に回収箱を設置し、「古着回収事業」を実施します。これは古くなった衣類（上着、スーツ、Tシャツなど）を回収し、業者に有料（1キロあたり2円）で買い取ってもらうものです。

つきましては地区説明会を下記のとおり5会場で開催しますので、ぜひ参加くださるようお願いいたします。（どの会場でも参加できます）

期日	時間	場所
7月23日（火）	18:30	山内農業構造改善センター 晴山公民館（出張所）
7月24日（水）		軽米町農村環境改善センター
7月25日（木）	19:00	小軽米公民館（出張所）
		笹渡農業構造改善センター

【申し込み・問い合わせ先】
町民生活課・町民生活グループ
☎46-4734、FAX46-4242
メール cyominseikatsu@town.karumai.wate.jp

「古着回収ボックス」の愛称募集

■募集内容

町では、ごみの減量化を目指して本年8月中旬から、町内に10か所に回収ボックス等を設置し、古着回収事業を実施する予定ですが、町民のみなさまに親しんでいただけるように愛称を募集します。応募点数・資格に制限はありません。

■古着回収ボックスの設置場所

- ・町役場前
- （木製の回収ボックス 大きさ1.6m×1.1m×1m）
- ・各出張所、各幼稚園・保育園・児童館、町立図書館（プラスチック製の90㍓タル）

■応募要領

郵送、FAXまたは電子メールで次の事項を記入しご応募ください。

愛称、愛称の理由、応募者氏名（ふりがな）、性別、年齢、職業、住所、電話番号、その他意見

■応募締切

平成25年8月2日（金）必着

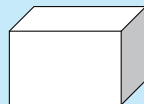
■賞

最優秀作品1点（賞状と記念品を贈ります）

軽米町古着回収事業 イメージ図



古着



- 役場前の回収ボックス
- 各出張所、町立図書館の回収箱
- 各幼稚園・保育園・児童館の回収箱



旧（一時保管）
高小学校



業者で回収（買い取り）

※業者の回収は月1回程度を予定
※古着は穴や汚れがあっても洗濯して乾かした状態であればいいです。ぬれたものは引き取りできません。

【引き取れないもの】

下着、肌着、毛布、布団、ぬいぐるみ、ストッキングなど

8月4日（日）は 第31回クリーンアップデー

8月4日（日）は、クリーンアップデー（町内一日一斉清掃の日）です。みんなで協力し、快適で住みよい町にしましょう。

- クリーンアップデー（町内一日一斉清掃の日）は、毎年8月第1日曜日です。この日以外に清掃活動を行う地区では区長さんなどの指示に従ってご参加ください。
- 地域内の道路の空き缶拾いや公共施設の清掃など、各地区の衛生組合長や行政連絡区長、子ども会育成会長の指示のもと、協力し合い行ってください。なお、事故には十分に気をつけましょう。
- 地区活動を行わない場合でも、自宅の周りなどの清掃を行いましょう。

【問い合わせ先】町民生活課・町民生活グループ ☎46-4734



祝日のごみ収集は月曜日の燃えるごみだけ行います

通常のごみの収集は、祝日と土日は行っていませんので、ごみを出さないように、皆様のご協力をお願いします。

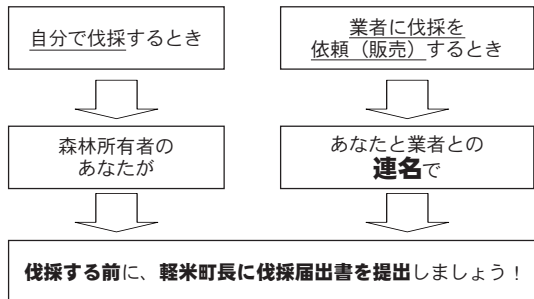
ただし、祝日で「燃えるごみ」を収集する日は次のとおりとなりますので、よろしくお願いします。

◎祝日にあたる月曜日で「燃えるごみ」だけを収集する日

- ・平成25年 7月15日（海の日）
- ・平成25年 9月16日（敬老の日）
- ・平成25年 9月23日（秋分の日）
- ・平成25年10月14日（体育の日）
- ・平成25年11月4日（振替休日）
- ・平成25年12月23日（天皇誕生日）
- ・平成26年 1月13日（成人の日）

森林の伐採には届出が必要です

森林は所有されている皆さんの資産であるばかりでなく、水源かん養や地球温暖化防止などの役割を果たしている公共財でもあり、地域社会にとって重要な資源です。森林を適切に維持管理するために、伐採届出の提出が法律で定められており、森林を伐採する場合は市町村長へ届出しなければなりません。



【届出時期】実際に伐採を始める90日から30日前まで

【届け出・問い合わせ先】産業振興課
農林振興グループ (☎46-4740)

節電にご協力ください

■7月1日から節電期間

今夏も引き続き全国で電力不足が心配されています。政府では全国に7月1日から9月30日の期間の節電を要請。各電力会社では目標数値を設定し、節電を促しています。

■節電にチャレンジ

心がけと少しの工夫で節電は出来ます。節電のポイントをご紹介しますので、皆さんも無理のない範囲で節電に挑戦してみてください。

■節電のポイント

- ①不要な明かりやテレビはこまめに**スイッチオフ!**
- ②主電源を切って、**待機電力を削減!**
- ③エアコンの**温度設定は28℃に!**
- ④冷蔵庫を開ける**時間は短く!**
物を**詰め込みすぎない!**
- ⑤早寝早起きで夜の**照明点灯時間を削減!**

【問い合わせ先】町民生活課
町民生活グループ (☎46-4734)

特定計量器の定期検査を実施

取引・証明などに使用する計量器の検査のため、2年に一度実施されている特定計量器定期検査を実施します。取引・証明などに計量器を使用している事業者は必ず受検しましょう。

■実施日：8月8日(木)

■場 所：役場小軽米出張所 (9:30~10:15)

ミル・みるハウス (11:00~11:30)

町農村環境改善センター(13:00~15:30)

※今回初めて受検する方は、7月22日までに下記までご連絡ください。

【問い合わせ先】産業振興課
商工観光グループ (☎46-4746)

いっしょにつくろう! ~図書館の本を使った工作~

図書館の本を参考にしながら、いっしょに工作をしませんか?紙ねんどを使ったペン立て、牛乳パックを使ったうごくおもちゃなどを作ります。作品の見本は図書館に展示していますのでご覧ください。

◆日 時：7月31日(水) 10:00~12:00

◆会 場：軽米町立図書館

◆対 象：小学生

◆参加料：無料

おはなしの会「図書館ひろば」 ~みんなあつまれ~

■日 時 7月27日(土) 午前10時から

■会 場 軽米町立図書館となりの蔵

■対 象 幼児、小学校低学年

絵本の読み聞かせや紙芝居のほか、手遊び、季節の折り紙遊びなどを行います。事前の申し込みは不要です。初めての方もお気軽にどうぞ。たくさんの方の参加をお待ちしています。

テーマ図書展「夏を乗り切る」 7月31日(水)まで展示・貸出中!!

暑い夏を本で乗り切ろう。スタミナがつく料理や涼しげなお菓子のレシピ本、涼しい暮らしの参考になる本、夏の食べものにまつわる絵本などを紹介します。

【問い合わせ先】町立図書館 (☎46-4333)

福祉のしごと出張相談会

日 時：7月23日、8月13日・27日

午後1時30分から3時30分

場 所：ハローワーク二戸会議室

相談内容：福祉の求人に関すること・就職活動・資格取得・職場体験など

【問い合わせ先】

岩手県社会福祉協議会福祉人材センター担当城内
(公用携帯☎080-1651-6203)

バス&ウォーキングツアー ~もうひとつの塩の道~紫波米街道~

8月9日(金)「道の日」イベント参加者募集

【集合場所】

二戸合同庁舎駐車場(9時集合)

久慈合同庁舎駐車場(9時15分集合)

【ツアー内容】

①九戸村長興寺(歴史説明)

②九戸神社(歴史説明)

③紫波米街道ウォーキング(約1.5km)

④政實公の首塚(歴史説明)

⑤ふるさと創造館(交流会)

【定員】80人先着順

【申込締切】7月31日(水)までに下記の問い合わせ先へ

【その他】参加費無料、昼食は各自用意ください

【申し込み・問い合わせ先】

二戸土木センター道路環境課(☎23-9209)

県北広域振興局土木部道路整備課

(☎0194-53-4990)